○農林水産省告示第千三百五十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年八月二十三日

農林水産大臣　齋藤　健

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第66776号	化成肥料	有機入り尿素化成肥料S480号	大成肥料株式会社	兵庫県加古川市別府町石町47番地
生第83983号	化成肥料	多木有機入り化成808	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町2番地
生第84077号	化成肥料	高度化成肥料286号	株式会社睦商興	兵庫県姫路市網干区浜田1223番地の22
生第85455号	化成肥料	新有機入り複合999号	大成肥料株式会社	兵庫県加古川市別府町石町47番地
生第86322号	化成肥料	お茶専用肥料078号	株式会社サンアンドホープ	福岡県北九州市門司区大字猿喰1157番地の2
生第86324号	化成肥料	ねぎ専用肥料202号	株式会社サンアンドホープ	福岡県北九州市門司区大字猿喰1157番地の2
生第91980号	混合りん酸肥料	リンクド1号	兼松アグリテック株式会社	茨城県神栖市東深芝4番地7
生第92919号	化成肥料	ネオターフ268－A	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町2番地
生第102486号	配合肥料	草地211号	くみあい肥料株式会社	岩手県花巻市二枚橋第5地割146番地

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○気象庁告示第五号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第1項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第1号の規定に基づき、告示する。

平成二十九年八月二十三日

気象庁長官　橋田　俊彦

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第17505号	ラジオゾンデ（気圧計を用いないもの）RS41－SG	Vanha Nurmijärventie 21, 01670 Vantaa FINLAND	Vaisala Oyj	平成29年8月7日

○関東地方整備局告示第二百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第1項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十三日

関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
那須塩原市三区町六三一番六一から同市西富山字接骨木道東一四五番二まで	前	ＡＡ　一四・〇〇～四六・〇〇メートル	三一・五三〇キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　一四・〇〇～四六・〇〇メートル	三一・五三〇キロメートル	
		ＢＢ　〇・〇〇～八五・四六メートル	三一・八五〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第二百二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十三日

関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
成田市吉岡字大安場一三四二番三から山武市松尾町谷津字牛越一八〇番四まで	前	〇・〇〇～二五〇・三五メートル	一八・六三二キロメートル
	後	四・一三～二五〇・三五メートル	一八・六三二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○北陸地方整備局告示第六十一号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第1項の規定に基づき、平成二十九年七月三十一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十九年八月二十三日

北陸地方整備局長　小俣　篤

建築基準法第68条の25第1項の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合：流量調整型生物ろ過循環方式

製造者の住所・氏名	石川県白山市相木町383番地 代表取締役社長　三谷　明子
工場の所在地及び名称	埼玉県行田市藤原町1－21－1　ニッコー㈱ 茨城県北茨城市磯原町上相田1099－46　日東電気㈱　磯原工場 宮城県栗原市金成大平13－38　エコロ・プラント㈱　宮城工場 栃木県下野市中大領308－2　㈱前田工業

認定番号	浄化槽の名称
4－17－H－001	ニッコー小規模浄化槽　ＮＳＥ－14型
〃　－1	〃　ＮＳＥ－16型
〃　－2	〃　ＮＳＥ－18型
〃　－3	〃　ＮＳＥ－21型
〃　－4	〃　ＮＳＥ－25型
〃　－5	〃　ＮＳＥ－30型